さらいする。 「NO.30 平成26年3月1日発行



平成二十五年香南市議会 十二月定例会

で可決された。 継続審査となった。他の議案は全員賛成・賛成多数 般会計補正予算など四十四議案が審議され、一件は 期で開催され、専決処分二件の報告と二十五年度一 十二月定例会は、十二月三日から十七日までの会

主な質疑の内容は、 以下のとおり。







理に関する条例 議案第一号 機構改革に伴う関係条例の整

問 滞納はどこが

で行うか。 とで、徴収は原課で行い、滞納 になれば全て新しい税務収納課 税務課と収納課を統合するこ

税務収納課の 収納係

■→安井 総務課長

まで収納課が扱ってきた税の部 税務収納課の収納係は、これ

> 現年分の徴収は、原課に力を入 分の私債権も合わせ持って移る。 れてもらうのが絶対原則。滞納 分の公債権と、使用料などの部 になった部分は収納係で対応す

問 配慮が足りないのでは

のでは。 宅政策に力を入れてきて、市内 いう名前が入ることに親しんで とあるが、赤岡町・吉川町は住 管財課の中に市営住宅係を置く きているのに、配慮が足りない 市営住宅担当課の名称に住宅と 全体で約千戸の市営住宅がある 住宅都計課を廃止し、新たな

| 総合的に判断した

■ 安井 総務課長

いか。いろいろな議論の中で総 ると、住宅だけの管財とならな 係」にした。逆に住宅管財とな 置くようにしていたが、分かり にくいということで「市営住宅 台的に判断した。 管財課の中に住宅係の名称を

問

対応は
支所のない野市の

問 支所への予算配分

とあるが、金額はどれくらいか。 また支所の権限強化の内容は。 支所に一定の予算を配当する

| 答 | 半分位を各支所に

■ 田内 財政課長

まずは配分し、残りは担当課が 農林課や建設課の総枠的な補助 後の査定となるが地域ごとに、 事業や道路の修繕費なども、今 を、新たに地域支援課の中に一 持つ方法。 支所に配分する考えだ。一方、 定額配分し、その半分くらいを 企画課の地域に対する補助金

らう。 域のリーダーの役割を担っても 関連各課の事業に結びつけて地 支所長は予算執行の権限と、

ている。しかし、執行部の説明 何人かの議員が質問し回答も得 不足と、議員も理解しがたい面 も多く見受けられ、審議不十分 議案第一号は、一般質問でも

審査としたい。 所管の委員会に付託し、 継続

、継続審査

佐を、野市の地域支援課に置く。

支所長と同等の役割を持つ補

■●野中 副市長

地域支援課長補佐を

|| なぜ管財課に

扱ってきたが、管財課に移した 意図は。 ることは、今まで企画課が取り 行政情報及び地域情報に関す

すい

財の財産管理、庁舎管理と電算 ■ 安井 総務課長 三市で統合した電算システム 現在運用開始している。管

う方がやりやすいと判断した。

管理の行政情報は、一体的に行

である。

図りたい。

条例 に関する条例の一部を改正する 赤岡町絵金蔵の設置及び管理

る。入館料を「利用料」に改め 絵金蔵を赤岡町絵金蔵に改め

||13|||表記を統一しないか

残っており、別表は小学生以下 となった。弁天座は「免除」が 統一しないか。 『無料』となっている。表記を 「減額または免除」が「減免」 入館料では記載されていた

統一を図りたい

■ 安井 総務課長

あるので、全体を見直し統一を る。他の条例も再検討すべきで あるが、表記は統一すべきであ いう考えである。内容は同じで 減免の範囲を免除も含めると

議案第二十四号

設置条例 生涯学習推進計画策定委員会

説明

り条例を整備するもの。 策定委員会を設置するに当た

問 議会軽視ではないか

に説明するよう申し入れている しいのでは。 る説明がない。議会軽視も甚だ 案する場合は、必ず常任委員会 新規の条例制定は、議会に提 、教育民生常任委員会に対す

大変申し訳ない

■近 近森 生涯学習課長

ようになっている。事前に審議 をいただかなかったことは大変 委員会に諮り、了承してもらう 機関であり、答申されたものを この委員会は推進計画の諮問 し訳ない。

議案第三十八号 香南市が当事者である訴えの

は、道路拡幅を確保できるよう 狭い。市の施設を設計する場合

佐古保育所前の道路は非常に

に取り組めないか。

るもの。 連合会は原告適格がないため香 損害賠償請求に応じない。国保 のに時効を理由に国保連合会の ので、保険会社が支払うべきな なった。原因が交通事故である 険の保険給付を受けることと の後、要介護状態となり介護保 通事故で入院治療を要した。そ 南市が原告となり訴えを提起す 請求の訴えを提起する。 当市の介護保険被保険者が交 香南市が原告として損害賠償

問 協定書や覚書は

うべき訴訟を香南市がするので、 との確約は、協定書や覚書です べきではないか。 訴訟費用は国保連合会が支払う 本来であれば国保連合会が行

答 文書で受け取り済み

■■・島村 高齢者介護課長

会が負担するとの内容で確認し 訴訟に関する費用は国保連合

議案第三十九号

(第四号)

問 黒字になれば戻すか

月に精査を行い国保会計が黒字 円繰り出しをして、国保会計の になれば、一般会計に戻してい 急場をしのごうとしている。五 般会計から千二百四十五万

答 不足分のみ充てる

■▼西村 市民保険課長

合は予算を使わない。 分を充てるので、不足しない場 支援分で補正した。実際の不足 不足する分を、一般会計の財政 国庫補助金など補正で充てても 医療費が思いのほか伸びて、

最終的なことも含めて再度、国 保連合会と協議を行う。 市長宛に文書で受け取っている。

問

道路の拡幅を

二十五年度一般会計補正予算

■ 長野 こども課長

り組む。 将来、道路拡幅ができるよう取 ている。駐車場拡張の設計の際、 保護者から拡幅の要望書がで

青年就農給付金 利用者は

農指導の体制は。 へが利用しているか。 また、営 青年就農給付金は、どういう

■ 常石 農林課長

受け、取り組んでいる。 や信頼の置ける方に技術指導を の指導のもとに技術を磨くこと ちゃんの姿を見て就農した人も いる。技術指導は、指導農業士 じて新たに就農した人やおじい Uターン者・農業に魅力を感

政を 問

いっぱん質問

2人が登壇

● 野中 副市長

旧五町村の歴史に対する記録

が対策は。 保存しなければならないと思う 業などは、確実に後世に伝承し 種イベント・まちのでき事や産 記録は編さんし



問

るメンバー・組織伝承内容を検討す重要事項の保存、 などはどうする

文化財保護審議

■1近森 生涯学習課長

市の歴史・地域伝統芸能・各

討する。 ものは、文化財保護審議会で検 ている。後世に伝えたい重要な 無形文化財はDVDを作成し

■ 清藤 市長

検討して報告する。

後世への伝承と保存は

門 資料の一括保存を

で一括管理し、貸し出しができ 保存は各課ではなく、総合窓口 はどうする。 れば有効に使える。保存の場所 資料の一括保存が必要である。

館で実施できるよう、当初予算

DVDを利用した研修が公民

に計上する。

上に載せ、対応の範囲も含めて 執行部・教育委員会で、今後俎 保存の現状を精査し、 一方内・



れてしまう恐れのある伝統行事

文化財や継承者不足によって廃 きる形にする必要がある。無形 また後世に伝え、市民に開示で は、市史として編さんしていく

項や文化の保存の仕方を研究す

目標に市史を編さんし、十年、 記録する。今後、三十年程度を や芸能は、DVDなどの媒体に

一十年の区切りで、市の重要事

香我美町山北の棒踊り



研 D 修 V を D

制づくりの要望 研修ができる体 VDを利用した で誰でもが、D として各公民館 生涯学習の一環 複数の地域から、 行政懇談会で

答 対応を検討し報告

問 香南工業団地ができた。企業 工業団地の砂塵 対策は

策はどうする。 誘致し、完売するまでの砂塵対 砂塵の発生を防ぐ

■小小松 商工水産課長

ぎたい。その上で砂塵の飛散が る場所、砂塵が発生しやすい場 発生を抑え、細かい土砂が集ま 確認された場合は、早急に対応 所にクローバー、牧草などの種 圧を十分に行い、初期の砂塵の 子を散布して、砂塵の発生を防 県の考えは、造成完成面の転

市の対応は。

し責任を持って対策を講じてい

答 当初予算で

■近近森 生涯学習課長

4

制の強化の必要制を感じ今回の

点に、より質の高い管理指導体 告があった。市長はどのような

管理指導体制の強化必要性をどこに 課を四部門に統括



■↓清藤 市長

によってはバラバラな業務の取 業務ができない場面や、担当課 改善できると感じた。 り扱いが見え隠れしているので、 かさは独断的な要素も出てくる。 との連携不足になり、個性の豊 東力の強さはある意味で、他所 と同時に、危うさも感じた。結 員の個性の強さが印象に残った 連携不足や情報不足で、適切な 各課の結束力の強さや担当職

「関連する各課の連携や協力

作り上げることができる。今回 けた上での個性豊かな行政マン 携に基づく結束力が加われば、 の機構改革では、管理指導体制 であれば、さらに市民や関係者 また、企画力や技術力を身につ に信頼してもらえる行政体制を 現在の体制に関連部署間の連

置し、各課の管理体制を強化し、

ダー並びに副統括リーダーを配

に区分し、それぞれに統括リー

の体制を目指したい」と諸般報

より効果的で質の高い行政執行

育・総務・民生・産業の四部門 を図るため、関連する課を教 の職員に配慮したスキルアップ 体制を築くと共に、一人ひとり

の強化を指示した。

問 市長の望む職員像は

受ける側になり視線が変ったが、 職員と接してきた。出す側から で意見要望書を行政に提出し 議員秘書、県議会議員の立場

により業務の取り扱 きていない場面や課 適切な業務執行がで

市長としてどういう職員像を描

いているか。

■ 清藤 市長

ことが前提で、私は職員に、担 る。前段として政策決定のプロ 反映されるのが基本の考えであ のプロセスに住民の意見や声が 将来の展望と自負心を持てと言 当しているセクションは責任と セスに職員自らが深くかかわる 立を話している。市の政策決定 ってきた。 一点目、日々、住民自治の確

も出てくる。 将来こうすべきとの自らの発想 の思いを持ってもらいたいし、 この部署は私が担っていると

と接していくという職員像。 域からの視点を持つことが寛容 である。怖がらず嫌がらず市民 ことを自覚し、生活の視点、地 体的に進めていけるよう日頃か きる頼れる職員。また、まちづ のプロとして地域課題に対応で 市民に身近な職員であり、行政 ら職員自ら、市民の一員である くりにおいて自らが参画し、主 二点目、市民目線で見たとき

三つの要素がある

指導者はスキルアップを図る

長がするのか、それとも外部か 者は、市長か副市長か。担当課 問 スキルアップを図るための指導 ら指導者を求めるか。 人ひとりの職員に配慮した



段階に応じ市長

■ 清藤 市長

する必要がある。 要がある。指導者も段階ごとに 全職員一丸となって役割分担を ふさわしい者が対応すべきであ 階ごとにスキルアップを図る必 ると考えるので、それぞれの段 行政職員は段階を経て成長す 市長・副市長・課長はじめ

見、そこから最良の道を考える 要素がある職員像を描いている 能力を持つ、そういった三つの 能力ではないかと思う。木を見 をより幅広く、広い視点で見る て森を見ずから、森を見て木を なくすこと、そのためには全体 三点目、縦割り行政の弊害を

問 部長制を敷く考えは

で職員を育てていく体制をとる る考えはないか。部長制のもと を置くのであれば、部長制にす 統括リーダー・副統括リーダー 課を四区分して、それぞれに



答 視野に入れ検討

■↓清藤 市長

るがために、連携がなされてい も多くある。部長制を取ってお 模で部長制を取っておるところ は部長制も視野に入れ検討する。 ると強く感じており、将来的に 全国では、人口三万四千人規



総合窓口はなぜ廃止



森本恵子議員

問 **育て会議を開催し** 第一回子ども・子 構成メンバーは

一構成は。 開催しているが、会議のメンバ 第一回子ども・子育て会議を

由と今後の取り組みは。

重宝されていたが、廃止した理

口が廃止されている。市民から

本庁に設置されていた総合窓

■1長野 こども課長

政機関の職員」三人の合計十九 する事業に従事する者」六人、 人の構成である。 に基づき「子どもの保護者」五 「学識経験者」五人、 1、「子ども・子育て支援に関 子ども・子育て会議は、 「関係行 、条例

る全ての世帯である。

調査票は就学前児童のいる世

小学生のいる世帯の二種類

ら小学六年生までの子どものい

調査対象は市内に住む○歳か

問 なっているが、対ケートを実施中と 象者と内容は ニーズ調査のアン

提供、合併に伴う住民サービス 制の半日交替で窓口サービスを 年二月まで、本庁全職員の当番 のため、二十年三月から二十五 業務に不慣れな来庁者への対応

合併後の市役所各課の配置や

■→清藤 市長

検討

新庁舎建設に合わせ

に一定の成果があったことと、

すべての世帯を対象

の高い総合窓口を検討する。 トップサービスを目指し利便性 今後、新庁舎建設の際、ワンス 職員の負担軽減を考え廃止した。

■▼長野 こども課長



小学生対象は、

放課後児童ク

夜須保育所園庭

問 望と子育てを聞いた。 ラブの利用状況と今後の利用希 する見解と、 する見解と、今後認定こども園に対 の取り組みは

子ども・子育て会 議で検討

えることも可能であると考える 組みをどう取り入れていくか検 後「子ども・子育て会議」で仕 設の改修などが課題である。今 する場合は、利用者負担金や施 が、一方、認定こども園に移行 効に活用しながら、ニーズに応 保育所と幼稚園両方の機能を持 だせる仕組み。

現在の施設を有 ■長野 こども課長 認定こども園は、 一つの園に

問 の取り組みは。 改善や人材確保へ

と今後の利用希望。また、子育

て支援事業のニーズを計るため 時預かりや病児・病後児保育、

め、保育所・幼稚園の利用状況 の保育・教育のニーズを計るた を行った。

内容は、就学前児童は就学前

学校及び郵送によって配布回収 を作成し、保育所、幼稚園、小

取り組んでいる 要課題ととらえ

研修を実施している。

どのサービスの利用状況と今後 地域子育で支援センター事業な

の利用希望を聞いた。

■ 長野 こども課長

円から七千九百円に増額し待遇 幼稚園教諭の賃金を日額七千百 材確保につながるよう充実させ 修による個人の資質向上など人 改善に取り組んでいる。また研 二十五年度から臨時保育士・

外ではないと思うが実本市の中学生なども例 態と対策は ケイタイ・スマホ依存症

問

半数以上が所持

■→亀川 学校教育課長

用で睡眠時間や学習時間が減少 との大切さに気づかせる実践的 納得するルールを自分で作るこ がケイタイ・スマホを所持。 た本市の中学生も、長時間の利 生徒の実態に基づき生徒自身が 体験的に学習すると共に、児童 体験学習できるソフトを導入し 対策として市内全小中学校のパ ソコンにネットのマイナス面を イナス面の影響が生じている。 し、生活リズムの乱れなど、マ 市内四校の中学生の半数以上 ま

問

映は行政評価制度の反

ら試行し、二十三年度から実施

行政評価制度を二十二年度か

していると思うが、どのように

反映されているか。

早速取りまとめ公表する。 さまざまな事情でできていない。

ど把握し、解決する施策を立案

の要望を聴取し、取り上げてい

吉 吉川離岸堤の復旧を

地域審議会などでも何度とな

東部自動車道の周辺地元住民

自治体職員には住民の要望な

し公表することとなっているが、 進捗状況は推進委員会に報告 ● 野中 副市長

問

映は人事評価制度の反

問

高規格道の周辺整

行政改革の推進を



事務の絞り込

映させるか。

必要がある。

八事評価制度をどのように反

は評価事務の絞り込みが必要で 中間評価の準備中である。今後 の指示を行った。二十五年度は 長による評価を行い、改善など 後に、指標を用いた評価と所属 題など洗い出し、各年度の終了 コスト、問題点と次年度への課 業務数一千二百件について業務 二十三年度・二十四年度は、

■ 安井 総務課長

るが、公表したか。

市民に公表することになってい 市行政改革推進委員会に報告し、

集中改革プランの推進状況は、

正化会

■ 安井 総務課長

二十四年度から全職員の試行 一人事評価適正化会議」を予定

研修などを実施し、二月には 価基本研修、管理職の評価面談 している。二十五年度は人事評

している。

問

実行し、住民とともに評価検討

を行い、次の施策に循環させる

物部川に排水を

■□小松 商工水産課長

数十年が経過し、一部に沈下、

百理分があり、いずれも設置後

吉川離岸堤は、市管理分と県

の水量を物部川に排水できない 減らし洪水を防ぐために、一部 ることになる。少しでも水量を 鳥川を経て香宗川に流れ込み、 ほとんどの水が下井川、瀬戸川、 すべての水量を吉川地域で受け のいちインターから西側は、

り、この工事に使用される起重

機船の活用を含め県と協議する。

海岸の離岸堤工事が始まってお えている。二十五年度から岸本 足並みを揃えて対応したいと考 連の施設であることから、県と 散乱が見られる。市としては、

■ 黒石 建設課長

利関係機関と協議する。

排水施設を整備し、下井川に流 物部川に排水できるように各水 れ込む水量を、少しでも上流で 規格道の北側に一時貯留できる 下井川の排水対策として、高

問

建設を急げ 津波避難タワー

遅れている。二十六年度に完成 させることができるか。 二十四年度から津波避難タワ の建設で、再三の変更があり



議のうえ、最終的に覚書を締結 民の意見をまとめ、国・県と協 地区協議会を設立し、 地元住

県と協議する

十五基の完成を目

■→宮田 防災対策課長

の離岸堤の沈下や散乱などで く指摘されている、吉川海岸域

高さが保たれていない。防災の

ためにも復旧を要望する。

難タワーも早急に入札を行い 札を年明けに行う。また他の避 基の基本設計を行っている。吉 川町の西南津波避難タワーの入 -六年度中の完成を目指す。 現在、十二基の実施設計、二

消費税増税による影響



」本孝志議員

係ってくる。以前の一般質問で 事業をいかに多く発注するかに きる最も重要な支援策は、市の 注件数は二十三年度と比較して、 たが、市内業者の受注額及び受 は増やして行くとの答弁であっ 市内業者に対して、本市がで

地域住民の生活状況の把握・相 要であるが、配置体制及び活動 談者として民生委員の役割は重

窮者の早期発見が重要である。

向け活動地域福祉の向上に

■→田内 福祉事務所長

活動日数一万二千七百十六 改選によって充足率は一〇〇 の定数は百人であり、今回の 本市の民生委員・児童委員 延べ

民生委員児童委員研修会 的に活動している。 祉の向上に向け積極 なっており、地域福 二千二百七十六件と 回、相談支援件数 日、訪問・連絡回数 一万五千九百九十八



法への支 公への取る立支援

きなくなる可能性が 護を受けることがで とによって、生活保 法の適用を受けるこ あるのに、自立支援 保護を受ける資格が あるが、悪意をもっ 者を支援する制度で 受ける前の生活困窮 援法は、生活保護を て運用すれば、生活 生活困窮者自立支

■>田内 福祉事務所長

自立の支援にも取り組む。

援にとどまることなく、社会生 どと連携を強化し、単に就労支 後もハローワーク・地元企業な が保護から脱却し自立した。今

活自立・日常生活自立・経済的

課題は就労支援の成果と

問

給者が増えている。福祉事務所 事業であるが、成果と課題は。 の行っている就労支援は大切な くことが可能な者の生活保護受 雇用状況の悪化によって、

自立支援に取り組む

■→田内 福祉事務所長 二十二年七月から就労支援員

取得後、無料職業紹介所を開設 は、生活保護受給者八十八人が 十一月末までの三年間の実績で を配置し、職業紹介責任者資格 し就労支援に取り組んでいる。

され、短期間で経済状況が急激

二十六年度から消費税が増税

に悪化する場合があり、生活困

問

と活動状況は民生委員の配置体制

は増加している。

市内業者の受注額及び受注件数

思想の子ども応援隊

百三十万円以上の工事請負は、

■ 田内 財政課長

一十四年度は増加したか。

|増加している

ある。今後の取り組みは。

モデル事業の 導入を予定

けて関係機関と協議を進める。 活困窮者支援法に先がけ、モデ で、市では二十六年度導入に向 ル事業の導入を推進しているの 国は二十七年度施行予定の生

問 **税や料を減額**-しな

は、義務的経費の軽減しかない。 共に、義務的経費比率が上昇し、 なれば、倒産・廃業が増大し失 的経費が増加する中での支援策 支援したくてもできない財政状 い現状では、消費税が一○暫に 国保税・各種の使用料を減額す 況になる。所得が減少し、義務 業者も増加する。そうなれば、 る考えはないか。 市税の減少や滞納が増加すると 金融円滑化法の利用状況が高

減額は難しい

■1清藤 市長

用料などの減額は難しい。 するよう国に要望している。 割合を引き上げるよう、また普 通調整交付金の減額措置を廃止 国保会計における国庫負担の

就労を開始して、うち二十二人

土地利用計画の策定時期と方法は



斉藤朋子議員

に基づいて合併前に策定された

ント会社へ委託か。都市計画法

マスタープランは、実質活用さ

れなかった。十年、二十年先の

本市の将来像を示すためのソフ

年間で三千万円は、コンサルタ

グランドデザイン策定予算三

が急がれるが時期と方法は。 庁舎周辺土地利用計画」の策定 新庁舎建設の前提となる「新

二十六年度には策定

■→田内 財政課長

のパブリックコメントも実施し フォーラムを開催して、 談会。二十六年度はまちづくり 毎年のアンケート調査や地区懇 の関係課長の幹事会、市職員の 方法は十一人の策定委員会や市 めを行い、二十六年度には策定。 をもらいながら策定。 巾民への説明を行うと共に意見 作業部会でそれぞれ協議検討。 二十五年度に素案の取りまと 節目で 問

鹄 三千万円は高い ൱

との市民の声があるがいかがか ト面の予算にしては、高すぎる

プロポーザル

● 野中 副市長

総合評価を行い、業者を決めた。 社の参加によるプロポーザル方 二十五年度の委託業者選定は七 係る技術者の人役などから積算。 定。アンケート調査の実施費用 式で実施し、委託金額も含めた や各会議支援業務、計画策定に 委託料は毎年約一千万円を予

か。

具体的にどの地域を考えている

実現可能か

● 野中 副市長

地域は難しい

前提として沿岸地域全体の高

地」や「ツイン区画整理事業」 は、高台移転の一つの手法だと 思うが本市で実現可能な手法か。 広報で説明している「立体換 るが、この事業の課題は合意形 化したり、移転したり手法があ

をするかは浸水地域全体を立体 台移転の一つの手法。どの地点

が、とれない地域は難しいので 他の手法をとる必要がある。 同意がとれた地域は可能だ

問 病後児保育の具体策

備は絶対必要。過去に何度も同 組む意思があるか。具体策は。 訴えてきた。市長は真剣に取り 僚議員が病後児保育の必要性を 就業と育児が両立できる環境整 共働きが当たり前の本県では、



二十六年度中に

夜須小学校での読み聞かせ

■ 清藤 市長

生支援の子育て部門の柱として 員会とも相談しながら、具体化 師会と相談する。今後、教育委 にむけ財政支援も含めて、二十 共に取り組むことが大前提で医 六年度中に条件整備を行う。人 一後は大いに必要。医療機関と ニーズの高さは感じており



とらえていく。

問 市独自の取り組みは婚活の推進・支援

あると思う。結婚する意思があ 策の一つが婚活の推進・支援で 八生支援の中で最も重要な施

> りながら出会いがない、チャン 策を考えるべきではないか。 スがない者への本市独自の支援

観光協会と連携

■小小松 商工水産課長

共に、観光施設の活用やマチコ をもっている観光協会と連携し 若者に出会いの場を提供すると 協会などで交流事業を実施する。 た事業を行う。 含め交流事業の実績、 ンなどによる飲食店への還元も 県の補助事業を活用し、 ノウハウ

問 教育長の見解は

解は。 教委の判断となるが教育長の見 ことは大変残念。公表は市町村 トの学校別成績公表を解禁した 文部科学省が、全国学力テス

■ 安岡 教育長

答 公表すべきではない

表すべきではないと判断。 競争につながる恐れがあり、 別の調査結果は序列化や過度の 従前のとおり公表するが、学校 本市全体の調査結果や分析は

支所機能の後退では



道夫議員

問 解消に向け支援を 殺処分ワーストワン

責務、繁殖適正化の責務などが に逸走防止の責務、終生飼養の 追加された。 愛護管理法では、動物の所有者 九月から施行された改正動物

いか。 あり、その解消のために市とし ても飼い主の責務を支援できな 口比率で全国ワーストー位で 高知県の犬・猫の殺処分数は

ある。支所機能の充実を掲げて 域支援課配下に置くと言う案で を課長補佐級として、新設の地

今回の機構改革では、支所長

いながら、機能の後退になりは

しないか。

しっかりと説明

りを行っている。 在で犬六件、猫十九件の引き取 ■ 関川 環境対策課長 二十五年度は、十二月一日現

地域との調整などに機動性を持 支所に一定額の予算を配分し、

にせるので、

機能の後退には繋

■↓清藤 市長

現在の機能は維持した上で、

がらないと考える。

機構改革は、市の機能が本庁

い」と認められた場合に引き取 なくなった理由の詳細を聞き取 引き取った後は殺処分になる旨 り「引き取りに相当の事由がな などの説明と指導を行ってい 最後まで責任を持って飼うこと る。また、飼い主から飼養でき 相談に際し、飼い主の責務や

係各課が連携して地域の支援を

たものであり、地域支援課と関 舎に集約される 五年先を見据え

飼い主の責務を

問 支援者名簿の活用も しっかりと検討を

るが、避難してきた後の各段階 要援護者名簿は、一時避難場所 難支援計画の策定状況は。また の活用を十分に検討しているか までの避難支援のみの想定であ の要援護者台帳整備と、個別避 テムを導入した二十四年度以降 災害時要援護者避難支援シス

今後、市民から繁殖の適正化や 財政面も勘案し検討する。 経済面での要望が多くなれば る。本市では飼い主による適正 や高知市、土佐市、いの町であ は、高知県動物愛護推進協議会 勢・不妊の補助を行っているの ており、補助は考えていない な管理がなされていると理解し 繁殖適正化は、 高知県下で去

掲載する。 迷子札などの情報をチラシにし 走防止の責務や鑑札ホルダー や犬の登録に来た飼い主に、逸 ホルダーの情報などを広報紙に て渡す。猫は作りやすい迷子札 逸走防止は、狂犬病予防接種

りを拒否したケースもある。

■●田内 福祉事務所長

民生委員や自主防災組織 難支援ガイドラインの見 高知県災害時要援護者避 必要とする者は四百人 で、うち避難時に支援を 登録者数は約二千七百人 などの協力を得ながら順 の作成が進められており 直しと避難支援の手引き 一十五年度末を目途に 十二月時点の要援護者 個別計画を策定する

訓練などを実施し検証す 運営マニュアルに添った 活用ができると考えてい 報や身体区分、治療中の び広域福祉避難所設置・ る。実際の運用は本市及 の留意事項などの情報の 疾患、薬情報、避難先で 帳に登録してある個人情 要援護者ネットワーク台 おける健康確認などは 在・安否確認や避難所に また、自宅避難者の所



福祉避難所の一つ「愛童園」

■ 安井 総務課長

を認識し、取り扱いは細心の注

ひとりが個人情報保護の重要性

ス意識の低さであり、庁議を通

原因は職員のコンプライアン

し全職員に啓発した。職員一人

積極的に取り組む。

規定している

の向上を目指し、職員研修など 意を払う。今後は、公務員倫理

個人情報保護は大丈夫か



志磨村公夫議員

問

無表 いか 化 した以外は

査は行ったか。 の漏洩の事実はないか。また調 今回の事件以外に、個人情報

漏洩はない

■ 安井 総務課長

る。そのため調査はしていない。 の漏洩の事実は無いと思ってい 今回の事件以外に、個人情報

は、当然許されるものではない。 個人情報を私的に利用したこと 職員を懲戒処分にしているが、

報を私的利用した事が判明し、

務以外の目的で第三者の個人情

市長の行政報告で、職員が職

今回の原因分析と再発防止の具

法第二十二条がある。本市も個 事務に従事する者には、地方税 定められている。また地方税の 第二項及び第六十二条で罰則が 項で守秘義務を定め、第六十条 義務と罰則規定は。 八情報保護条例はあるが、守秘 地方公務員法第三十四条第

問 定は守秘義務と罰則規

公務員倫 を目指す

の向上

■□ 安井 総務課長

どでも守秘義務と罰則を規定し 条例や職員の懲戒処分の指針な 務を課し、 税法では、職員に特別の守秘義 は三万円以下の罰金とし、地方 らず、その違反に対して懲役又 上知り得た秘密を漏らしてはな している。また市個人情報保護 地方公務員法において、 納税者の秘密を保護

問 罰則規定の適用は

護条例違反ではないか。条例に 基づき処分すべきでないか。 今回の事件は、市個人情報保

答 告発はしない

■ 安井 総務課長

問

全職員の研修徹底を

当たることは確認している。調 で、告発すべきでないとの弁護 が公表を望まない状況であるの 本市である。今回の件は被害者 査段階で顧問弁護士とも相談し 士の見解から、本市として告発 ており、告訴権者は被害者又は 本市個人情報保護条例違反に



香南市職員研修

■ 安井 総務課長

として当然身につけておくべき また六日には個人情報保護制度 務員倫理研修を行っており、二 年度から全職員を対象とした公 報保護や守秘義務など、公務員 改めて認識すると共に、個人情 修を開催した。関係法令などを 十五年度は十二月二日と九日に、 の低さが原因と考える。二十四 厳格に遵守することの重要性を 情報公開制度の意義と運用研 職員のコンプライアンス意識

されたと思うが、全職員に個人

識の低さから、事件が引き起て 務に対するコンプライアンス意

職員の個人情報保護、

守秘義

修の徹底が必要ではないか。 情報保護や守秘義務に対する研

公務員倫理研修を

事の意識付けを行っていく。

生活保護法改悪について



杉村正毅議員

に報告する。

安全網の強化を

ぐべきである。 を入れ、「安全網」の強化を急 金・子育て制度の充実などに力 を優先せず、暮らしと福祉を守 る観点に立ち、医療・介護・年 大企業の成長や競争力ばかり

生活に困窮した人たちを最後の

生活保護の基準引き下げは、

わかりやすいセー フティーネットを

案にすべきだ。

引き下げは憲法違反であり、廃 関わる重大な問題である。基準 補償する生活保護制度の根幹に

つながり、国民の「生存権」を 「安全網」から閉め出すことに

■ 田内 福祉事務所長

ではない年請権の侵害や剥

なければならないと考える。 生活の安定を支える制度となら ティーネットである。 生涯設計における重要なセーフ 活扶助などの社会保障制度は、 国民にわかりやすく、安心と 医療・年金・介護・雇用・牛

受け付ける。

基準額の見直しは、三年間に

本人の申請意思を確認できれば 書類の後日提出も可能である。 由があれば口頭での申請、

添付

法に明記するものであるが、理

今回の改正は書面での提出を

■□田内 福祉事務所長

問 **しているか** 扶養照会書を送付

かのような照会は 要給の要件である していない

渡り段階的に行われるが、生活

への影響など、意見があれば県

■→田内 福祉事務所長

は行っているが、親族の援助が の援助)の可否についての調査 義務者による扶養(仕送りなど 現在申請があった場合、扶養

> いる。 用には十分配慮すべきと考えて 被害者など、考慮すべき事由が を侵害することがないよう、運 ある場合、調査自体を控えてい 保護受給の要件であるかのよう る。扶養調査をもって、申請権 な扶養照会はしていない。DV

問

どの情報を安全保障に関する 秘密保護法は、外交・防衛な



香南市福祉事務所

平和脅かす秘密保護法

国民の目、耳、口をふさぎ、気 わまりない悪法である。 くことにもなりかねない危険き づかないうちに戦争への道を歩 「特定秘密」に指定する事で、 国会審議で担当相は、国民の

と指定すれば、国民の「知る権 の対象からも外されることとな 利」の対象からも「取材報道」 が保障されるかのように答弁し ているが、政府が「特定秘密」 「知る権利」や報道機関の活動 かつて言論の自由が奪われ戦

争への道を突き進んでいった痛 平和主義を破壊する「秘密保護 法」の撤廃を求める。 国民主権・基本的人権・憲法の い失敗を繰り返してはならない。

る必要 今後十分に精 がある đ

■ 清藤 市長

そういう状態である。 参議院で可決されたので今は 国において審議したもので、

国民の関心もあったと思う。

きない状況である。今後十分に 精査する必要がある。 されているが、正確に把握がで か新聞やマスコミなどでも報道 市民生活にどう影響を及ぼす 取り組む。

に連携・統

一のとれた支援策に

住民と共に取りまとめ、全市的 な事業を地域カルテとして地域

地域支援課の創設で 何にどう取り組む



矢野佳仁議員

支所と本庁の地域支援課は離

各課との連携は、 れているがどう連携するか。ま を把握し対応することになるが た、支所は行政の横断的な課題

定期的な調

■↓清藤 市長

にするとあるが、何にどのよう 係と支所を統合して地域支援課

今回の機構改革で、企画振興

に取り組む。

の調整を図る。 働で地域カルテを作成し、実施 連携を強める。支所では、地域 にあたる必要があり、 の要望や意見を基に、住民と協 定期的に調整会議を開催し、 関連課と

● 光明院 企画課長

地区担当職員を中心に、企画

活動支援に

問 野市町の 支援体制は

問

地域カルテと

振興計画は

動の支援と自治会・協議会設立

各種地域活動やまちづくり活

に取り組む。また、地域に必要

■ 清藤 市長

うな体制で支援にあたるか。 支所の無い野市町は、どのよ

貝任者に

킘

支所と本庁との

連携策は

■●野中 副市長

任者とし、野市町も同じような 支援を行う。 課長補佐を地域支援の担当責

問 協議会設立の目途は

業実施要項案を作成した。カル

アの作成によって

地域の課題や

会の地域カルテに基づく提案事

本市まちづくり協議会・自治

また完了見込みは。 協議会の組織化の目途と体制、 格差の拡大となる。まちづくり 合併して八年。時間の経過は

興計画は、その時点で検討する

取り組みも見えてくる。地域振

二十八年度までに

有効な事業と考えるが、 康づくりと産業振興の両面から り地域の商品券と引き換える どに参加するとポイントがたま 「健康マイレージ」事業は、健 健診や体操・ウオーキングな 、本市で

問 健康マイレージ

実施する考えは。

を行い、二十八年度までに、十 課・支所が連携して地域と調整

協議会の組織化を目指したい



域版振興計画は、いつどのよう

の後の進捗はどうか。また、地

地域カルテを提案したが、そ

な形で策定するか。

検討課題 庁内連携が必要で

カルテづくりで

■ 宮崎 健康対策課長

■ 光明院 企画課長

必要。健康づくりに関心を持っ てもらう一つの事業の在り方と して、検討する。 庁内の連携と事業メニューが

問 況は地産地消の進捗状

頭に立って地産地消を進めてい たが、市長の意気込みと進捗状 ンターの建設に際し、市長が先 大分県臼杵市は、 統合給食セ

実現に向け課

■↓清藤 市長

続可能な地産地消を実現する。 発注・支払の方法などの検証を 食現場が信頼の絆で結ばれた持 なった。二十六年一月には、作 付け説明会を行い、生産者と給 行い、課題や改善点も明らかに し、食材の規格や納入・検品・ 試験的に納入を三十一回実施

市道添地堀ノ内線のトンネル工事を



西内治水議員

交通量の増加が避けられない状 自衛隊車両の往来が想定され、

況にある。

され、高台移住や工業団地を含 集中している。 む諸施設が、市の中部、 スセンターも野市町本村に計画 給食センターに次いで、ライ 北部に

ル工事を南海トラフ法も成立し 内線は大切な生活道である。前 たので、国費などの補助金でで 市長との約束事でもあるトンネ 夜須町にとって市道添地堀ノ

関に働きかける。 している。国、県など関係機 整備が必要なことは十分認

問 感謝状を授与せよ

条例に基づく感謝状を授与して 消火器の運用説明の徹底を図れ。 はどうか。また、初期消火用の 設の焼失を防いだ。本市の表彰 二氏の冷静な判断連携で市の施 十一月二十日発生のボヤは、

■ 小松 商工水産課長

を通過しているため幅員が狭く、

現状の路線の大部分は山間部

■↓清藤 市長

必要性は十分認識

■□岡崎 消防長

今回の火災で初期消火の実施

業団地や第五○普通科連隊があ くある。路線周辺には、香南工 かつ、屈曲の甚だしい箇所が多

> 者には、当然感謝状を贈る対象 認を行う。 と辞退された。もう一度意思確 となるため火災の翌日逢ったが 「当たり前のことをしただけ」

> > 予算化する。

事費は工事方法が決まった後に して工事方法を決定したい。工 に専門業者、指定管理者と協議

火訓練などで説明を徹底する。 また、消火器の運用は各種消

受け、煙突を現在主流である二

薪ストーブは、今回の火災を

路に接続しており、一般車両と る。また、自衛隊演習場の進入

問 工事は羽尾大釜荘の改修

大地震時には、津波浸水地域外

今後想定される南海トラフ巨

の主要道路としての役割が大き

と協議した予算で金額も十分か ど含まれているか。指定管理者 の長寿化、薪ストーブの更新な 地盤沈下による基礎建屋の傾 広場の部分陥没や建屋全体

ば予算措置する 工事方法が決まれ

割れもある。広場も部分的に陥 北側の基礎コンクリートにひび 部屋が北東方向に傾きがあり 没があり、浄化槽付近も下がっ 大釜荘の地盤沈下は、東側の

計上しているが、二十六年度内 中期財政計画には五百万円を

> である。 重構造に交換するよう発注済み

度に調査する。 したことがないので、二十六年 白蟻対策は、これまでに調査



火災のあった羽尾林業活動活性化センタ

■→清藤 市長

公約とした人生支援策 余りにも無策すぎないか



朗議員

市長選挙の公約として「人 ら取り組む。 年度以降の基本計画を作りなが 聞く。現行制度を活用してもら 今後も地区懇談会などで意見を 支援のすべてではない。二十六 うため作成したが、これで人生 く、周知方法に問題があった。 集も行ったが、多くの提案がな

問 問い合わせ一覧表は

政策が必要だ。 行政として励ましと思いやりの 用にたどりつけない者もいる。 多くの市民の中には、制度の利 不十分だが各種制度がある。

何を実行したかったか。公約と

した人生支援策はこれですべて

紹介と新たにわずかな項目では、

月から検討を始めて、やっと提 十一月の広報を見て驚いた。二

示された支援策が、現状の制度

余りにも無策すぎないか。人の

(生に深く関わる行政として、

生支援」を市民に約束したが、

せ一覧表」はいつできる。 「県や関係機関への問い合わ

三月末までに作成

まずは現行制度の 知二十六年度か

■↓清藤 市長

に作成し周知する。 の悩み相談の窓口を掲載したが -分ではないので二十五年度中 広報で女性・こども・高齢者

地区懇談会や市民から提案の募 を検討するよう指示してきた。 た施策があれば良いと思うもの

人生の中で、市民の目線で見

問

せ協議を行う。また、協定書な

ので、できしだい本市に提示さ

どの資料収集は行っており、

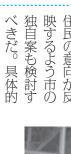
地

元地域の事情に応じた独自の内

容で検討する。

示容訓のな本 をの練前演格 提内に習的

住民の意向が反 がある。地元要 束をさせる必要 書などによる約 の立場で、協定 せ、平穏な生活 容を早く提出さ なる。それだけ 物を伴う訓練と り、兵器や危険 的な演習が始ま 望書に基づき、 環境を望む住民 に明確な演習内 四月から本格



るか。 料収集や独自の検討を行ってい 報公開が最大のポイントとなる。 全国の演習場の協定書などの資 な訓練内容を明らかにさせる情



申し入れは行っ

防災訓練参加の航空自衛隊機

地元などの関係者で協議を行う

使用規則案を早く提出させ、

前に知らせる」とあった。 訓練では大きな音が出るので事 を行う」とある。また、

「爆破

た文書には「昼夜分かたず訓練

自衛隊が地元説明会で配布し

問

提出を規則を

案の早期

■→清藤 市長

じた内容で検討 地域の事情に中

事情に応

を自衛隊側が作成中である 演習場の使用規則などの案 自衛隊側と協議中であり ■1清藤 市長 現在の協定書の見直しを ている。

から全面運用を開始すると聞 使用と管理の規則が施行されて れを行っている。また、演習は 要であり、できるだけ事前に提 出するよう自衛隊側には申し入 市としての協議にも時間が必

<u>15</u>

委員会 視

議会運営委員会

県鹿島市を訪問した。 岡県宗像市、小郡市、 にかけて、「議会改革」に ついて研修を行うため、福 十一月十三日から十五日 三市とも自治体規模は異 佐賀

制の下で、 市民の負託に応え、市民の 要性が顕在化していた。 多くあり「議会改革」の必 動の充実と活性化のため、 ない」と言う市民の意見が なるが「議会の活動が見え 市長と議会の二元代表者 議会及び議員活

議会運営委員会視察 せる方策とし 意見を反映さ 例を二十二年 て議会基本条

換やアンケー 民との意見交 て一年半ない 例制定に向け た。また、条 で条例化し 度の議員提案 ト調査などを し二年間の期

> ら取り組んでいる。 自体も共通認識を持ちなが

した。 すべきであると意見が一致 委員一同市民の負託に応え 制定するのが目的ではな めている。議会基本条例を 序々にではあるが関心を高 化し、住民も議会に対して を図ることが目的である。 会の関係をより明確にする ことにより、議論の活発化 議会改革」などのために 制定後は議会活動も活発 議会基本条例の制定を 市民と議会、 市長と議

教育民生常任委員会

「まちづくり協議会」

健康対策」「統合学校給食 核とした福祉計画づくりと 臼杵市を訪問した。 センターの地産地消推進 など研修するため、 (女市、大分県豊後高田市) 十一月五日から七日にか 「地域コミュニティを 福岡県

八女市では、平成二十二

取り組みは顕著であった。

つなげたい。

て」と「健康づくり」



どを実施した。学校給食の 食畑」を皮切だ 結果、「給し、取り組ん では、 また、 りに市直営 と職員に要請 ターを統 式の給食 ターの建設な 土づくりセン を目指したい 産地消率百智 市長自らが地 建て替える際、 食センターに 合給 セン 校 市 \bigcirc 市

統廃合で、市民のライフス ビスを提供し、特に「子育 根を越えた連携方策や課の 高田市は、市役所の課の垣 内二十一校区全てに組織 年の合併後わずか三年で テージに合わせた行政サー 地域福祉計画に係わる を市 豊後 くりのあり方やライフス あった。 地産地消から始まった「給 業につながったとの報告も の産業振興の根幹をなす事 食畑」の小さな一歩が、 に学び、市の更なる発展に テージにおける行政のサー ビスなど先進地の取り組み 本市においても、まちづ

事業を実施している。

16

審議し 666666

十二月定例会の審議結果

専決処分の報告について

行政財産の目的外使用に関す 理に関する条例について 機構改革に伴う関係条例の整 (継続審査)

る使用料条例の一部を改正す

る条例について

- 赤岡市民館の設置及び管理に 条例について 関する条例の一部を改正する
- 吉川市民館の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する 条例について
- 吉川総合センターの設置及び 正する条例について 管理に関する条例の一部を改
- 香我美町総合保健福祉センタ 例の一部を改正する条例につ 一の設置及び管理に関する条
- 廃棄物の減量及び適正処理に 条例について 関する条例の一部を改正する
- 道路占用料徴収条例の一部を 公共用財産管理条例の一部を 改正する条例について

市営住宅の設置及び管理に関 改正する条例について 例について する条例の一部を改正する条

- 農業集落排水処理施設使用料 条例の一部を改正する条例に
- 公共下水道条例の一部を改正 する条例について
- 正する条例について 水道事業給水条例の一部を改
- サイクリングターミナル設置 を改正する条例について 及び管理に関する条例の一部 部を改正する条例について 工業用水道事業給水条例の (以上全員賛成=可決)
- ポートマリーナ施設の設置及 に関する条例の一部を改正す 羽尾林業活動活性化センター る条例について 赤岡町弁天座の設置及び管理 設置及び管理に関する条例の 部を改正する条例について
- 関する条例の一部を改正する 天然色劇場の設置及び管理に び管理に関する条例の一部を 条例について 改正する条例について
- る条例について 赤岡町絵金蔵の設置及び管理 に関する条例の 一部を改正す

理に関する条例の一部を改正

(第二号) について

漁港管理条例の一部を改正す 直販所・共同加工施設の管理 る条例について に関する条例の一部を改正す

舞川キャンプ場設置及び管理 る条例について に関する条例の一部を改正す

(以上全員賛成=可決)

生涯学習推進計画策定委員会 非常勤の特別職の職員の報酬 設置条例について 及び費用弁償に関する条例の 部を改正する条例について (以上賛成多数=可決)

野市ふれあい広場パークゴル 条例の一部を改正する条例に フ場の設置及び管理に関する 理に関する条例について

農林漁業者健康増進運動施設 野市総合体育館の設置及び管 マリンスポーツ施設の設置及 改正する条例について び管理に関する条例の一部を 設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について

(以上賛成多数=可決)

る条例について

野市総合体育館の設置及び管

いて

指定管理者の指定について 第2直販所・共同加工施設の 指定管理者の指定について 第1直販所・共同加工施設の

意見書

市が当事者である訴えの提起 について

一般会計補正予算(第四号) について · 賛成多数=可決)

後期高齢者医療保険特別会計 介護保険特別会計補正予算 算(第三号)について 国民健康保険特別会計補正予 補正予算(第二号)について

使用料条例の一部を改正する する条例について 条例について

下水道事業特別会計補正予算 算(第二号)について 簡易水道事業特別会計補正予

(第二号) について

(以上全員賛成=可決)

地場産業活性化交流プラザ、 ンターの指定管理者の指定に ヤ・シィ広場及び地域情報セ

香南香美老人ホーム組合規約

の一部を変更する規約につい

(以上全員賛成=可決)

水産機能施設(赤岡漁港区域 内)の指定管理者の指定につ

水産機能施設(吉川漁港区域 の指定について 内)、吉川漁港施設及びポー トマリーナ施設の指定管理者

重要五品目の聖域すら守れな 退することを求める意見書 済連携協定)交渉参加から撤 いTPP(環太平洋戦略的経

(賛成多数=採択)

財産の処分について

(以上全員賛成=可決)



意見の一致を見ました。

よりの表紙写真

議会だより発行調査特別委員会では、より市民に親しまれる議会だよりの発行を目 指しています。

香南市内で撮影した、風景やお祭り、学校行事、地域の行事など、テーマは設けず -人何枚でもかまいません。

写真の向きは縦で、紙面の都合によりトリミングなどの加工をすることがあります。 応募多数の場合は、編集委員会で選考しますので採用されない場合もあります。 了承の上、応募いただきますようお願いします。

応募の方法

- ・デジタルデータ (JPEG)
- サイズ:A4サイズで印刷できる大きさ
- ・未採用作品であること
- 写真の「題名」を決めてください
- データはお返ししません
- ・住所・氏名を記入して次のアドレスに送付してください
- -ル:gikai@city.kochi-konan.lg.jp





もなく、 変厳しい暮らしを余儀な 福を感じる昨今です。 南国高知で生活できる幸 では雪が降り積もること くされております。当市 来を受け、北の国では に咲きほころぶ梅の花に、 例年にない大寒波の襲 庭先や周りの畑 大





制定」 期を終えようとしていま 察報告」を二 会だよりに しております。 きたかどうか、 とわずかで一期四年の のために 市を視察して、 員会では、 おりますが、 しての責務を十分全うで す。この四年間、 ンピックも終わりました に浸ることができました。 四年に 私たち議員一同は、 テレビを通して感動 の必要性を痛感 「議会基本条例 度の冬季オリ 「委員会の視 北九州の三 件掲載して 議会運営委 議会改革 自問自答 今回の議 議員と 任 あ

